

別表1 条例第16条第1項各号に規定する排出禁止物

排出禁止物	品 目			
有害性、危険性、又は引火性のある物	ガスボンベ・エアボンベ・他ボンベ類	消火器	灯油・ガソリン等	
	ペンキ・シンナー	機械油類（オイル等）	注射針等	
	その他危険物（農薬、劇薬、毒物等）	水銀血圧計		
著しく悪臭を発する物	多量の汚物、汚泥等			
容積、又は重量の著しく大きい物	ドラム缶	パレット	木うす・石うす	
	シャッター類	サンドバッグ	焼却炉	
	モーター類	ポンプ類	コンプレッサー	
適正処理困難物（条例第13条第1項に規定された市が指定する適正処理困難物）	石膏ボード・耐火ボード・断熱材・その他アスベスト（石綿）が含有されているもの			
	塩化ビニル管			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する特別管理一般廃棄物			
市長が生活環境の保全上特に適正な処理が必要と認める物及び本市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物	室外給湯器、ボイラー、温水器（電気式、太陽熱式、灯油式等）		システムキッチン	
	ソーラーシステム屋根	太陽光設備等	発電機	
	電動車椅子	ピアノ（電子ピアノは除く）	塩化ビニル製品類	
	風呂釜・浴槽	タイヤ（一輪車・自転車を除く）	門柱・門扉	
	パチンコ台・パチスロ台	耐火金庫	マネキン（全身）	
	レジスター	タイムカードリーダー	FRP船体	
	耕運機・農業機械類・農業用ビニール等	バッテリー（自動車・二輪車用等・ポータブル電源等）	アスファルト	
	テーブル型ゲーム機	電動マージャン台	エンジン類、及びこれらの付帯した物	
	除湿器（コンプレッサー式）、その他コンプレッサーの付帯した物			